

芦別市乳幼児一時預かり事業条例の一部を改正する条例

芦別市乳幼児一時預かり事業条例（平成29年条例第7号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																									
別表（第18条関係）		別表（第18条関係）																									
事業の区分	対象経費	事業の区分	対象経費																								
1 一 一般型一時預かり事業	一般型一時預かり事業に必要な経費	1 一 一般型一時預かり事業	一般型一時預かり事業に必要な経費																								
	委託料		委託料																								
	委託料は、左記の対象経費の年間合計額（4月1日から3月31日までの1年間の合計額をいう。以下同じ。）から利用者負担額その他の収入を控除して得た額と、次の（1）及び（2）に定める額の合計額を比較して、いずれか低い額とする。		委託料は、左記の対象経費の年間合計額から利用者負担額その他の収入を控除して得た額と、下表の左欄に掲げる年間延べ利用乳幼児数に応じ同表の右欄に定める基準額を比較して、いずれか低い額とする。																								
	（1）基本分 下表に定める基準により算出した年間合計額																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間延べ利用乳幼児数</td> <td>300人未満</td> <td>1か所当たり</td> <td>2,607,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>300人以上900人未満</td> <td>の年額</td> <td>2,997,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>900人以上</td> <td></td> <td>3,213,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		基準額		年間延べ利用乳幼児数	300人未満	1か所当たり	2,607,000円		300人以上900人未満	の年額	2,997,000円		900人以上		3,213,000円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用乳幼児数</th> <th>基準額（1か所当たりの年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300人未満</td> <td>1,600,000円</td> </tr> <tr> <td>300人以上900人未満</td> <td>1,763,000円</td> </tr> <tr> <td>900人以上</td> <td>3,173,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間延べ利用乳幼児数	基準額（1か所当たりの年額）	300人未満	1,600,000円	300人以上900人未満	1,763,000円	900人以上	3,173,000円
区分		基準額																									
年間延べ利用乳幼児数	300人未満	1か所当たり	2,607,000円																								
	300人以上900人未満	の年額	2,997,000円																								
	900人以上		3,213,000円																								
年間延べ利用乳幼児数	基準額（1か所当たりの年額）																										
300人未満	1,600,000円																										
300人以上900人未満	1,763,000円																										
900人以上	3,173,000円																										
	備考 年間延べ利用乳幼児数は、（2）特別支援児童分に該当する乳幼児を除く数とする。		※ 年間とは、市の会計年度のことをいう（次項において同じ。）。																								
	（2）特別支援児童分 下表に定める基準により算出した年間合計額																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい児</td> <td>1人当たり日額 3,600円</td> </tr> <tr> <td>多胎児</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準額	障がい児	1人当たり日額 3,600円	多胎児	3,600円																				
区分	基準額																										
障がい児	1人当たり日額 3,600円																										
多胎児	3,600円																										
	備考																										
	1 障がい児とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当証書を所持する乳幼児、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年9																										

月27日厚生省発児第156号)の規定に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に基づく精神障害者福祉手帳を所持する乳幼児、医師、巡回支援専門員等障がいに関する専門的知見を有する者による意見等により障がいを有すると認められる乳幼児その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると認められる乳幼児をいう。

2 障がい児は、障がい児を受け入れる保育所、幼稚園又は認定こども園において、当該障がい児が利用する日に第7条第2号及び第3号の規定に基づく職員の配置以上に職員を加配する場合に適用する。

3 多胎児は、多胎児を受け入れる保育所、幼稚園又は認定こども園において、当該多胎児を受け入れるために、第7条第1号から第3号までの設備基準及び職員の配置を遵守した上で、定員を超えて受け入れる場合で、かつ同条第2号及び第3号の規定に基づく職員の配置以上に職員を加配する場合に適用する。

2 幼稚園型一時預かり事業に必要経費

委託料は、左記の対象経費の年間合計額から利用者負担額その他の収入を控除して得た額と、次の(1)及び(2)に定める額の合計額を比較して、いずれか低い額とする。

(1) 幼稚園等に在籍する幼児分 下表に定める基準額により算出した年間合計額

区分		基準額	
略			
加算	略		
分	就労支援型施設加算	略	
	特別支援児童分	幼児1人当たり日額	4,000円

備考

1～3 略

4 特別支援児童とは、次の各号に定める幼児をいう(以下同じ。)

2 幼稚園型一時預かり事業に必要経費

委託料は、左記の対象経費の年間合計額から利用者負担額その他の収入を控除して得た額と、次の(1)及び(2)に定める額の合計額を比較して、いずれか低い額とする。

(1) 幼稚園等に在籍する幼児分 下表に定める基準額により算出した年間合計額

区分		基準額	
略			
加算	略		
分	就労支援型施設加算	略	

備考

1～3 略

(1) 教育時間内において特別な支援を要すると
して、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事
業（認定子ども園特別支援教育・保育経費）又は
北海道の補助事業等の対象となっている幼児

(2) 特別児童扶養手当証書を所持する幼児、身体
障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を
所持する幼児、医師、巡回支援専門員等障がい
に関する専門的知見を有する者による意見等によ
り障がいを有すると認められる幼児その他の健
康面・発達面において特別な支援を要すると認め
られる幼児

5 特別支援児童分は、特別支援児童を受け入れる幼
稚園等において、当該特別支援児童が利用する日に
第14条第2号及び第3号の規定に基づく職員の配
置以上に職員を加配する場合に適用する。この場合
において、当該特別支援児童には、基本分及び加算
分は適用しないものとする。

(2) (1)以外の幼児分 下表に定める基準額により算出した年間合計額

区分		基準額	
略			
長時間加算	略		
特別支援児童分	幼児1人当たり 日額		4,000円

備考 特別支援児童分は、特別支援児童を受け入れる幼
稚園等において、当該特別支援児童が利用する日に第
14条第2号及び第3号の規定に基づく職員の配置以
上に職員を加配する場合に適用する。この場合におい
て、当該特別支援児童には、基本分及び長時間加算は
適用しないものとする。

(2) (1)以外の幼児分 下表に定める基準額により算出した年間合計額

区分		基準額	
略			
長時間加算	略		

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用)
- 2 この条例による改正後の芦別市乳幼児一時預かり事業条例の規定は、令和2年度以後の予算により支払う委託料から適用し、令和元年度以前の予算により支払われた委託料については、なお従前の例による。